一課

卵神奈川県公報



県の花:山ゆり

令和6年8月2日(金曜日)

定期第533号

H 次	ページ	
〇規則		
神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(環境農政・水産課)	657	
生活保護法施行細則の一部を改正する規則(福祉子どもみらい・生活援護課)	657	
〇告示		
公印の新調(2件)(総務・文書課)	658	
公印の改刻(総務・文書課)	658	
青少年保護育成条例による有害興行の指定 (福祉子どもみらい・青少年課)	659	
市街地再開発組合の定款の変更認可(県土整備・都市整備課)	659	
道路の区域変更(県土整備・道路管理課)	660	
道路の供用開始(県土整備・道路管理課)	660	
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(県土整備・砂防課)	660	
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(県土整備・砂防課)	661	
〇公安委員会規則		
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則(警察・生活安全 総務課)	661	
O公告		
宅地建物取引業法による処分に係る聴聞(県土整備・建設業課)	662	
都市計画の図書の写しの縦覧(県土整備・都市計画課)	662	
採石業務管理者試験の実施(県土整備・砂防課)	662	
開発行為に関する工事の完了(平塚土木事務所)	664	
多摩川におけるしじみの採捕に係る制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限(内水面 漁場管理委員会)	664	

規則

神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第59号

神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年神奈川県規則第84号)の一部を次のように改正する。 別表第1備考中「令和6年3月31日まで」を「令和7年3月31日まで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

す。

なお、合格者の受験番号は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課のホームページにも掲載します。

7 その他

この試験についての問合せは、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課審査グループ (電話 (045) 210-6505) にしてください。

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。 令和6年8月2日

神奈川県平塚土木事務所長 近 藤 充 志

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市下糟屋字丸山2,224の2の一部及び2,224の6ほか6筆
開発区域の面積	984. 04平方メートル
開発許可を受けた者の住所	伊勢原市板戸204の1
開発許可を受けた者の氏名	株式会社イチケン 代表取締役 武居 一宣
開発許可年月日及び許可番号	令和5年5月31日 神奈川県指令平土第610014号

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、内共第13号及び内共第14号第一種共同漁業権の区域において、次のとおり指示する。

令和6年8月2日

神奈川県内水面漁場管理委員会 会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) 多摩川におけるしじみ資源保護のため、次のとおり採捕を制限し、及び所持等を禁止する。

ア 大きさの制限

殻長1.5センチメートル以下のしじみは、採捕を禁止する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、 この限りでない。

- (7) 公的機関が試験研究の用に供する場合
- (イ) 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合
- イ 所持又は販売の禁止

アに違反して採捕したしじみ及びその製品の所持又は販売を禁止する。

- ウ 漁具又は漁法の制限
 - (7) 漁業者及び漁業従事者に係る制限

漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合において、しじみまき漁具(刃口をつけたものに限る。)によりしじみを採捕するときは、当該漁具は次に掲げる範囲でなければならない。

- a 籠目構造の部分にあっては、籠目1センチメートル以上かつす目0.6センチメートル以上
- b 網目構造の部分にあっては、網目1センチメートル以上
- c すのこ構造の部分にあっては、す目0.6センチメートル以上

- (4) 遊漁者等に係る制限
 - (f)に規定する場合、公的機関が試験研究のためにしじみを採捕する場合及び神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法によりしじみを採捕してはならない。
 - a くまで(幅15センチメートル以下のものに限る。)
 - b 徒手採捕
- (2) 内共第13号及び内共第14号の漁業の免許を受けたものは、当該漁業権の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。
- 2 指示期間
 - 令和6年9月1日から令和8年8月31日まで